

こんなときには 届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る**老齢基礎年金**の年金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の**障害基礎年金**や、万一亡くなられたときの**遺族基礎年金**が支給されなくなる恐れもあります。

次のようなときには、届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者（厚生年金や共済年金加入者の場合）の扶養が外れたとき		

【被保険者種別】・第1号被保険者 自営業・学生・無職など
 ・第2号被保険者 会社員・公務員など
 ・第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

【問 合 先】岐阜南年金事務所 ☎273-6161

教育委員会だより



羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

玄関先からできること

中学校の生徒会メンバーにあいさつ運動の話聞く機会がありました。どんなあいさつ運動にしたいのか尋ねると「あいさつを通して明るい町にしたい。小中学生だけでなく、地域の大人にもあいさつを広げたい。」と答えました。そのために、地域の大人にしてほしいことを聞いてみると、「あいさつ運動に参加してほしい。自宅の玄関先でいいので、あいさつを交わせば交流できるのでは。」との答えでした。なるほどと思い、自宅の玄関先であいさつを交わす様子を想像してみました。

朝の通学時間帯、一歩外に出てみるとご近所さんも外にいる。まずはご近所さんとあいさつを交わして、子どもたちが通るのを待つ。せっくなので玄関前を掃いてみたり、草花に水をやりたりして時間を過ごす。ご近所さんと前日の朝ドラの話などしていると、子どもが通る。

あいさつの声をかけ、お互いに元気をもらう。あいさつができない子には励ましの声をかけてみる。そんな一日のスタートを考えると何だか素敵です。

子どもたちの通学時間帯に、地域の大人が外にいただけで防犯対策につながります。玄関先でできる見守りです。防犯だけではありません。高齢化社会の現在、ひとり暮らしの高齢者の安否確認や地域との関わりづくりは、重要な課題です。同じ時間帯に一歩外へ踏み出せば、玄関先でできる地域との関わりづくりとなります。

各小学校で行われている学校に対するアンケートに目を通すと、あいさつの項目に厳しい声もあります。「あいさつができていない。」「旗当番であいさつをしても返せない子が多い。返しても声が小さい。」などです。子どもたちにとっては、よく知らない人とあいさつを交わすのは難しいのかもしれませんが、それならば、よく知っている関係になることから始めましょう。中学生が言った「玄関先であいさつを…」は、大人と子どもが顔見知りになるよいきっかけになるのではないのでしょうか。